

競争情報収集に ついて

はじめに

UTCの倫理規範では、競争相手についての情報を収集し利用することは、必要かつ通常のビジネス慣行であるとしています。しかし、同規範では情報の受取り方や使い方が合法であると確信が持てる場合のみ、その情報収集を行うことが出来、許容されると規定しています。

「競争相手に関する情報」とはなにか？

「競争情報」と呼ばれる競争相手に関する情報には、競争が行われる環境や条件、又は競争相手に関連するすべての情報が含まれます。例として、製品、市場、価格、又は事業計画等に関連した情報があります。このような情報は、すでに公表された情報源から入手することができ、また、その他一般に周知の情報である場合もあります。このうちのいくつかは、特定の競争相手についての情報（競争相手情報）であり、競争相手情報のいくつかは、「専有」、「機密事項」、又は「トレード・シークレット」と見なされるかもしれず（この文書では「専有情報」と呼ぶ）、ある企業が機密として内部で保有しようとする情報のことです。何が専有情報であるかを決定するビジネス一般の基準はありません。専有情報の定義は業界又は各企業によって異なり、自社のビジネス情報はすべて専有情報であるとする会社もあります。

どのような競争情報が収集できるのか？

UTCは、企業が専有情報を保護したいという当然な意図を尊重します。専有情報が何であるかを決定するための厳密な基準が存在しないこと、又、企業は自らの専有情報を保護するために妥当な手段を講じなければならないことから、UTCは、情報を受け入れるべきか否かの評価に当たっては、何らかの固定化した「専有情報」に関する定義のようなものを参照するよりは、むしろ、その情報が収集された際の収集プロセスに注目し、その見地から評価します。言い換えれば、通常、情報がどのようにして収集されたかを見極めれば、その情報を受け入れて利用することが適正であるか否かが自ずと分かるということです。すでに公表された情報源から情報を集めることは明らかに容認されていることですが、窃盗やだましによる情報の収集は絶対に許されません。

情報収集の過程においては、以下の二つの原則に従ってください。

1. ギフトを与えたり、雇用やビジネスチャンスを提供して、個人が背信行為のもとに情報を差し出すよう誘惑しないこと、及び
2. 相手のプライバシー、又は機密を侵害しないこと。

原則の適用

賄賂や窃盗に対する禁止以外、不正な情報収集テクニックを全て網羅するカタログやリストを作成することは不可能です。通常、ある特定の業界又は市場の特性やそこでの慣行等により、ある種の標準が確立されています。例えば、見込み顧客が売手間の競争場面でオークションのテクニックを活用する場合、競争相手は、自分の価格がこの見込み顧客によって開示されてしまうことを当然のこととして了解しなければなりません。

特定のマーケットでの特殊な慣行は別として、企業は、企業自らが価値あるものと考えた情報について、これを保護する手段を講じるべきものと期待されています。自社の情報を保護する手段を講じない企業は、他者による専有情報の尊重を期待することはできません。また競争企業は、公けの場所で専有情報について討議する際、プライバシーの保護を期待することはできません。一方企業は、「ハッカー」によって自社のコンピューター・システムが操作されたりモニターされないよう要求することができます。良識ある判断力と常識を持つことが必須です。

ある情報収集の行為を分析する際には、「なぜこの情報の入手は可能なのだろうか?」と自問してください。

1. 自分は、この情報を手に入れるために誰かを強制するようなことをしたか?例えば、自分の競争相手に関する情報を手に入れるために、サプライヤーに対して、情報を提供しなければ将来の仕事の割当に影響すると言って脅迫したり、又は、雇用契約に抵触するにも拘らず、従業員に対し、以前の雇用主についての情報を提供するようにそのかしたか?
2. 自分が立ち至るべきでない場所に立ち入ったか?例えば、自分が現場代表者であるがゆえに顧客の施設内に立ち入る特権を持っており、それを悪用して許可区域以外まで侵入したか?又は、アクセスを得るために誰かをだましたか?
3. 考察中の情報収集の方法は侵略的ではないか?例えば紙くずカゴをふるい分けたり、エレクトロニクスの「覗き見」装置を競争相手の施設に向かって取り付けたりしたか?

4. 情報提供が要請事項であるとか、その行為が機密保持契約で保護されているかのように相手を信じ込ませて誘導しなかったか?又、例えば、自分が公式な目的である種の情報を集めている政府公務員であると偽ったか?あるいは、自分が(専有情報保護契約その他の機密保持契約の対象となっている)サプライヤーと偽り、収集目的のある情報が契約により保護されたものであるという誤った印象を与えるような行為をしなかったか?
5. 情報保全又は保護する目的で設置されたシステムを回避したり、そのシステムを無視して入り込むような行為をしなかったか?

以上のような侵入行為に関する自己質問形式の例は、絶対に行ってはなりません。

情報の受け入れと使用が合法的であるという「妥当な確信」についてのUTC基準は、情報を受け取る側の個人的確信のみに基づくものではありません。ここでも再び、次の質問を自分自身に問いかけます。「この情報の入手と使用が合法的であるという自分の確信は、客観的にも正当と判定されるであろうか?」という質問です。その情報がUTCにとって何らかの利用価値があるか(又は、使われたか否か)は、その情報の入手が適正であるか否かの判定には無関係です。

情報に専有の表示があった場合？

専有権保有用スタンプ、マーク、記述は、以下のような通告を意味します。

その情報が価値あるものであって、保護されるべきことの表示、又は、

一般に周知の情報に対して無差別にその表示が付けられているか、又はその情報がすでに古く、価値を失っているかにより、特に意味を持たない表示。

専有権保有の表示は、米国政府との取引を行う際には考慮すべき一つの要素です。なぜならば、情報の入手について厳格な規則が定められ、その違反については、刑事的罰則が設けられているからです。競争相手の入札資料又は提案の一部を入手したり、「Source Selection Information — See FAR 3.104」と表示された文書は受け取ってはなりません(以下のセクションで、当社と米国政府との間のビジネス関係における競争情報を扱った項を参照)。

政府の購入プロセスについての厳格な規則が該当しない状況では、専有権表示の持つ意味は、政府相手の場合に比べて不明確になります。このような表示の存在(又は欠如)は、この情報が実際に専有権保有のものであることを決定的に示してはませんが、この表示がある場合は価値あるものと見なされ、保護の対象となります。

情報に上記のような表示があり、また、通常のビジネス慣行のもとで機密情報と見なされるものについては、その情報の受け入れが適当であるかどうかを考慮すべきです。ある情報が専有権保有のものであっても、それを提供する人が適切な権限を持つ地位にあることもあります。この文書の原則に従い、情報収集のプロセスに注意し、背信行為を誘導したりせず、機密性とプライバシーを侵害しないように注意してください。この文書の原則を適用して、情報を提供してくれる人がその情報を不法な手段で入手していないことを十分に確認する必要があります。また、その情報に専有権保有の表示があった場合は、情報を受け取るに至った状況を文書で記録しておかなければなりません。

この文書のガイドラインは、コンサルタント及び他の代理人にはどのように適用されるか？

ここに記載されたガイドラインは全面的に適用されます。UTCは、この倫理規範に準拠せず第三者を起用することはありません。

ビジネス上のギフトの供与は一般的なことである。適切なギフトと、相手を背信行為に導くギフトとを区別するガイドラインは？

UTCのポリシーは、通常、妥当と認められるビジネス・ギフトの供与は許可しています。これらのギフトは、価格、供与の頻度、および状況全般から見ての妥当性等の見地から適切であることを必要とします。この点についての詳細は、当社のパンフレット「ビジネス・ギフトを贈る、受け取ることに ついて」を参照してください。

米国政府とのビジネス関係で、競争情報に関してはどのような規則があるか？

米国政府の行政部門ならびに立法部門のいずれについても、そこに結ばれる関係（およびそれらの部門とのビジネスの履行）は、法令と規制によって厳しく管理されています。競争相手の専有情報および政府の資材調達源情報は、連邦政府資材調達方針法局のもとでのProcurement Integrity（資材調達統合性）条項（41 U.S.C. 423, Federal Acquisition Regulation (FAR), 3.104により実施）によって保護されています。この法によって、情報のカテゴリーが識別され（例えば、競争相手の提案および政府による競争評価等）、これらの情報は、受け取ったり、政府機関の調達取引の過程において使用したりすること自体がすでに不正行為とされています。また、違反に対しては（刑法、民法、行政法による）罰則が厳しく定められています。

その他の法律は？

競争相手についての情報を不正に入手することは、契約関係への介入、商業贈収賄、又は通商機密の横領等の理由で訴訟の対象となりえます。さらに、競争相手と互いに情報を共有することは、独占禁止法に違反するかもしれません。

更なる助言が必要な場合は？

更に詳しいガイダンスが必要な場合は、あなたの所属業務部のビジネス慣行担当官、又は法律顧問に相談してください。

United Technologies Corporation
United Technologies Building
Hartford, CT 06101